

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	今	井	弘	文
同	秋	森	和	也
同	福	田	幸	博
同	香	川	昌	則

記

1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

2 監査の期間

令和4年10月1日から令和4年11月30日まで

3 監査の範囲

- (1) 出資団体の令和3年度及び令和4年8月末までにおける事業及び経理の執行状況
- (2) 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

4 監査の方法

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として令和3年度分について、次の着眼点により実施した。なお、監査に当たっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明を聴取した。

- (1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (2) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

- (3) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (4) 収益率及び財務比率は良好か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (6) 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。
- (7) 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

5 監査の結果

出資団体である公益財団法人下関海洋科学アカデミーの事務及びその所管課の事務については、「6 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

公益財団法人下関海洋科学アカデミーについて	
所管課（観光スポーツ文化部観光施設課）に関する事項	
[指摘事項]	
(1) 下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第9条に規定する施設の占用に係る事務手続に関して、以下の事項が見受けられた。必要に応じて、所要の措置を講じられるとともに、条例及び下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）の規定に基づき、適正に事務処理されたい。	
ア 館内通信用配線の設置に係る占用許可申請書について、申請書記載事項である占用面積（1㎡）のほかに配線の長さ（3.3m）が記載され、占用の許可がなされていた。また、所管課は、根拠となる規定がないにもかかわらず、配線（3.3m）について、下関市道路占用料徴収条例の規定を準用し、使用料を徴収していた。	
イ 営利目的で施設を占用する場合の使用料は、当該占用部分に係る売上金額に応じた額を、施行規則別表第2により算定し、加算することとなるが、この額（以下「加算額」という。）の算定において、以下の事項が見受けられた。	
a 売店に設置されたオリジナルフィギュア（カプセルトイ）の売上金額を、売店の売上金額に合算せず、自動販売機等の別の占用許可に係る売上金額との合算により加算額を算定していた。当該月中の売上金額の範囲の区分により、適用される計算式が変わることから、加算額の算定の	

際に売上金額に乗じる率について、本来適用すべき率よりも低い率で加算額の計算が行われている月があった。

- b aに関連するが、加算額の算定を、占用許可ごとに行っているものと、複数の占用許可に係る売上金額を合算しているものがあり、施行規則別表第2の備考による端数調整の有無などが変わる可能性がある状態となっていた。

[意見]

(1) 指摘事項(1)に関連するが、敷地の一部占用に伴う使用料について、条例の規定と施行規則の規定の間で不整合が生じていた。敷地の一部を占有する場合の使用料(1㎡)は、条例別表第2に、「月額210円以上で市長が別に定める額」と規定されている。また、この「市長が別に定める額」について、施行規則別表第1に「敷地の価格に1,000分の3.3を乗じて得た額。ただし、占有期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って敷地が占有される場合には、当該額の100分の10に相当する金額を当該額に加算するものとする。」と規定されている。現在、施行規則の規定に基づき使用料を算定し、徴収しているが、この額が、条例に規定する210円を下回る状態となっていた。条例及び施行規則の改正について検討されたい。

(2) 前々回監査及び前回監査において、サポーターズクラブ会員になるために支払われる金額は、賛助会員受取会費という名称の「アカデミーへの寄附金」として扱われているが、以下のアからウの理由により観覧料として扱われるべきと思料することから、検討されるよう意見を付している。また、これに対する対応状況として、「利用料金制への移行等を含め、現行の寄附金としての取扱いについて検討する」との報告を受けており、現在も利用料金制への移行等を含めた多くの課題について、アカデミーと調整が続けられている状況である。引き続き、当該会費の適正な取扱いを検討されたい。〔前回監査市長・議長報告書記載事項 所管課(観光スポーツ文化部観光施設課)に関する事項 意見(1)関連〕

ア 条例第5条第1項の規定により、下関市立しものせき水族館の資料を観覧しようとする者は観覧料を納付しなければならないが、サポーターズクラブ会員になるために支払われる金額は観覧料として条例に規定されておらず、同会員が観覧できる根拠が不明確であった。

イ 同水族館において、利用料金制ではなく、また、賛助会員受取会費は自主事業に伴う収入でもない。

ウ 同水族館の公式ホームページにおいて、年間パスポートとして料金が案内されており、利用者からは、アカデミーへの寄附金という認識よりも観覧料の一種として認識されている可能性が高い。

以上

監 査 対 象 一 覧 表

出資団体監査

出資団体名	出資額 (千円)	出資割合 (%)	所管部局所課
公益財団法人 下関海洋科学アカデミー	100,000	67.1	観光スポーツ文化部 観光施設課